

配置予定技術者について（その2）

（専任の配置予定技術者の重複申請について）

Q 現在、当社では、専任配置可能な技術者が1人しかおりません。このような状況の下で、技術者の専任配置が義務付けられている複数の入札（開札が同日に行われ工期が重複する案件）に参加することは可能でしょうか。また、仮に入札参加が可能であるとされた場合に、入開札の結果、複数の案件で当社が第1位の落札候補者となった場合には、開札日の翌日に提出が求められている事後審査書類の中の様式第4号「配置予定技術者の資格及び経験」はどのように記載すればよろしいでしょうか。

A 配置予定技術者については、建設業法第26条各項及び同法施行令第27条第1項で規定する主任（監理）技術者を配置しなければなりません。特に請負代金額で4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上の工事の場合は、専任の主任（監理）技術者の配置が必要です。（ただし、4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満の工事であっても入札公告で技術者の専任配置を求めた場合は、専任の主任（監理）技術者の配置が必要です。）

第1位の落札候補者には、開札日の翌日午後1時までに入札参加資格を確認する事後審査書類の提出を求めますが、配置予定技術者を重複して申請すること（専任配置が義務付けられている複数の工事において、同一の技術者を配置予定技術者として申請すること。）は制限しません。ただし、この場合において事後審査書類を提出する落札候補者は、様式第4号「配置予定技術者の資格及び経験」に合わせて「主任（監理）技術者重複申請書」（指定様式）を提出しなければなりません。

また、配置予定技術者の重複申請をした場合であって、他の工事を落札（他の自治体の発注工事を含む）したことで配置予定技術者が配置できなくなったときは、直ちに事後審査書類を取り下げる旨の「取下届」（指定様式）を提出してください。

なお、配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず「取下届」の提出がない場合は、その入札を無効とするとともに、不誠実な行為があったものとし、以後の入札において参加制限又は指名停止を行うことがあります。

また、開札の結果、落札候補者としての順位が第2位以下であり、本市からの事後審査書類の提出要請のない段階で、他の工事を落札し配置予定技術者が配置できないことが確定した場合は、直ちにその旨を申し出てください（任意様式）。（ただし、本市の入札において他の案件を落札した場合は、申し出不要）。この場合、貴社のした入札は無効とし、落札候補者としての資格を取り消します。

ご質問のあった件について、貴社は、複数の入札に参加することはできますが、専任配置が可能な技術者が1人しかいないので、仮に複数の案件で第1位の落札候補者となった場合には、配置予定技術者の重複申請が必要です。

入札参加資格の確認は、公告番号順に事後審査を実施しますので、貴社に対する1件目の落札が決定した時点で、それ以外の工事には技術者を配置できないことが確定します。配置予定技術者の重複申請をした案件のうち事後審査を実施していないものについては、事後審査書類を取り下げる旨の「取下届」を直ちに提出してください。

例) 甲社は、現在数件の工事を受注し施工中であるが、手持ち工事がなく受注工事待ちの主任技術者が1人いる。そんな折、南アルプス市から5,000万円程度の土木一式工事の入札が同時に5件公告された。甲社は、さっそく公告に示された入札参加資格を確認したところ、5件すべての入札で資格要件を満たしていることが確認された。そこで甲社は、公告のあった入札案件のうち、いずれか1件を落札すべくAからEのすべての入札に参加することにした。

後日、入札が執行され開札した結果、甲社は、BからDの入札で第1位の落札候補者に決定し、それ以外の入札では第2位の落札候補者に決定した。この5件の工事は、主任(監理)技術者の専任配置が義務付けられた工事であるが、甲社には配置可能な技術者が1人しかいないため、BからDの案件に同一の者を配置予定技術者に指定した事後審査書類(「主任(監理)技術者重複申請書」を添付)を作成し市に提出した。なお、A及びEの案件については、第2位の落札候補者であったため、市からの事後審査書類提出要請待ちの状態である。

○ 5件の入札は、開札日が同一であるため公告番号順に事後審査を実施する。

【A工事の入札：公告番号1番】 甲社の落札候補順位：第2位

第1位の落札候補者が事後審査書類提出 → 事後審査 → 第1位の落札候補者が落札

※ 甲社は、第2位の落札候補者であったため、審査書類の提出要請がなかった。

【B工事の入札：公告番号2番】 甲社の落札候補順位：第1位

甲社は事後審査書類を提出 → 事後審査・技術者適正配置可能 → **甲社落札・落札決定通知**

【C工事の入札：公告番号3番】 甲社の落札候補順位：第1位

B工事の落札により甲社は技術者配置不能 → 「取下届」提出 → 甲社の入札無効(落札候補者の資格取り消し) → 第2位から繰り上がった落札候補者の書類審査

【D工事の入札：公告番号4番】 甲社の落札候補順位：第1位

B工事の落札により甲社の技術者配置不能 → 「取下届」提出 → 甲社の入札無効(落札候補者の資格取り消し) → 第2位から繰り上がった落札候補者の書類審査

【E工事の入札：公告番号5番】 甲社の落札候補順位：第2位

第1位の落札候補者が事後審査書類提出 → (B工事の落札により甲社の技術者配置不能 → 甲社の入札無効(落札候補者の資格取り消し)) → 第1位の落札候補者事後審査 → 第1位の落札候補者が落札(又は書類不備のため第1位の落札候補者失格の場合 → 甲社の入札無効(落札候補者の資格取り消し))により第3位から繰り上がった落札候補者の書類審査)

甲社は、南アルプス市からB工事の落札決定通知を受けた時点で、CからEの工事に技術者を配置することができなくなった。このため、甲社は、第1位の落札候補者となったC・D工事の事後審査書類を取り下げる旨の「取下届」を市に提出した。

C・D工事の事後審査は、第1位の落札候補者である甲社の入札が無効(落札候補者の資格取り消し)の取り扱いになったことにより、第2位であった落札候補者が繰り上がり事後審査書類を審査した後に、落札者を決定する。(E工事は、第3位の落札候補者の審査順位が第2位に繰り上がり)

甲社は、5件の入札に参加し、意図したとおり1件の工事(B工事)を落札することができた。